

加古川市デスポーザ排水処理システム等設置取扱要綱

平成 27 年 4 月 1 日

上下水道事業管理者決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、公共下水道の施設の機能及び構造を保全するため、デスポーザ排水処理システム(以下「システム」という。)の設置及び維持管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) システム 生ごみを粉砕し、これを排水処理部で処理し、その排水を下水道へ排除する機器の総体である。

なお、このシステムは下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 10 条に基づく排水設備と位置づける。

(2) メーカー システムについて公益社団法人日本下水道協会の定める「下水道のためのデスポーザ排水処理システム性能基準(案)(平成 25 年 3 月)」(以下「基準(案)」という。)に基づき同協会の適合評価を受けた者をいう。

(3) 使用者 システムの維持管理に最終的に責任を負う者で次に掲げる者をいう。

イ 独立建築物の所有者又は賃貸人

ロ 賃貸の集合建築物の所有者代表

ハ 分譲の集合建築物の所有者代表

ニ 前各号に掲げるもののほか上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が特に必要があると認める者

(4) 申請者 システムの新設又は変更をしようとする者をいう。

(5) 維持管理業者 システムの維持管理のためメーカーに指定された維持管理業者をいう。

(禁止事項)

第3条 デスポーザ単体の使用、及びシステムとして基準(案)に基づき適合評価を受けていないものの使用は禁止する。

(排水設備計画確認)

第4条 システムを新設又は変更する場合は、加古川市下水道条例(昭和 42 年条例第 21 号。以下「条例」という。)第 6 条又は同施行規程(平成 27 年上下水道事業管理規程第 3 号)第 8 条に基づく申請を管理者に提出し、確認を受けなければならない。その際、デスポーザ排水処理システム設置(変更)申請書(様式第 1 号)をあわせて提出しなければならない。

ない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 日本下水道協会が発行する規格適合評価書の写し
- (2) システムの構造、性能を示す仕様書および構造図
- (3) 維持管理業務委託契約書の写し又は維持管理業務委託確約書（様式第3号）

（維持管理に関する指導）

第5条 管理者は、条例第6条に基づく計画の確認を行う場合は、システムの適正な維持管理のため、申請者又は申請者と使用者が異なる場合は使用者に対し、次の各号に関する指導又は勧告をすることができる。

- (1) 当該システムの維持管理について、維持管理業者と維持管理業務委託契約を締結すること。
- (2) 当該システムが適切に維持管理されていることを確認するため、維持管理業者が実施する点検に関する記録等維持管理に関する資料を3年間保存するとともに、管理者が必要であると認めるときは、その資料を提出すること。
- (3) 当該システムの適切な維持管理を確保するため、管理者が必要であると認める場合には、立入検査等の措置に応じること。
- (4) その他管理者が行う維持管理に関する指導に協力すること。

（使用者の義務の承継）

第6条 当該システムを有する建築物の譲渡等があったときは、使用者変更届（様式第2号）を管理者に提出し、当該譲渡等を受けた使用者が、当該システムの適切な維持管理を行うことの義務を承継する。

（メーカーに対する指導）

第7条 管理者は、メーカーに対し必要があると認める場合には、次に掲げる事項を指導する。

- (1) システムの販売に当たり、使用者に対し、当該システムの維持管理については、維持管理業者と維持管理業務委託の締結が必要であることを説明し、その理解を得ること。
- (2) 使用者に対し、管理者の行う維持管理に関する指導に協力することが必要であることを説明し、その理解を得ること。
- (3) 管理者が行う維持管理に関する指導に協力すること。

（協定の締結）

第8条 使用者は、この要綱に基づき管理者との間に協定を締結しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第4条において、既に当該システムに係る計画の確認及び工事の検査を受け設置した
ものにおいては、建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第100号)による改正
前の建築基準法(昭和25年法律201号)第38条に基づき旧建設大臣の認定を受けたシス
テム又は社団法人日本下水道協会の定めた「下水道のためのディスポーザ排水処理シ
ステム性能基準(案)」に基づき評価機関により適合評価を受けたものはこの限りでない。